

農業生産法人以外の法人の農業参入

農業生産法人以外の法人の参入に係る要件等

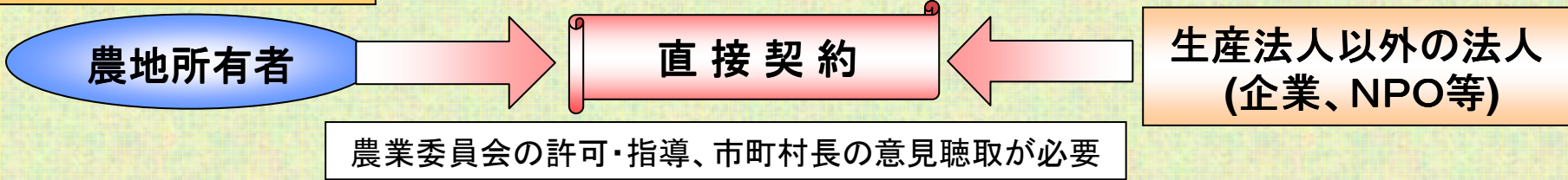
(※農業生産法人以外の法人が持つことができるのは賃借権のみ)

- 解除要件付き契約要件
(適正利用が行われていない場合に、農業委員会又は都道府県知事による許可取消を行う旨を契約書に明記)
- 地域における適切な役割分担要件
(地域活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の利用取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力等)
⇒市町村農業委員又は都道府県知事との協定等にて確認を行う。
- 業務執行役員の常時従事要件
(法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、法人の行う耕作等の事業に常時従事すること。)
- 農地の利用状況の報告
(利用権の設定を受けた農地について、毎年利用状況を農業委員会に報告)

上記の要件を満たした上で利用権の設定を行います

利用権設定の流れ

農地法第3条による貸付



農業経営基盤強化促進法による貸付(農地利用集積計画)

